又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員）を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

び法第164条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株式（以下この別表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。

（注７）　㈫の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

（注８）　㈭の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

（注９）　㈮の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

（注10）　㈮を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

（注11）　法第159条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（⑶において同じ。）。

⑵　主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住　所	職　業	議決権の総数に対する議決権の数及び比率(%)	特定株式に係る株主に関する事項	備　考

（注１）　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の５以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

１　特定株式（第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。）に係る議決権保有割合

２　特別地上基幹放送事業者（第207条第５項第３号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。）である者又はそれを支配する者であるときはその旨

３　法第164条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株式がある場合における当該株式の数

（注２）　設立中の場合は、発起人全員について記載すること。

（注３）　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

（注４）　法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注６）　職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱㈹専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。

（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア　発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ　日本国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ　出資の予定のものについてはその旨